

平成 25 年 4 月 19 日

運輸支局輸送課ご担当者様

トレーラーハウスでの拠点事務所の申請について

非営利型一般社団法人 日本トレーラーハウス協会

代表理事 大原 邦彦



毎日の公務お疲れ様です。

平成 21 年 11 月に千葉県で市街化調整区域での認可を頂いてから、埼玉県・茨城県・栃木県・福島県・愛知県・三重県・福岡県・宮崎県と現在 50 件程の認可を頂いております。

ここにきて、① 申請したが建築行政で該当トレーラーハウスが違法と判断された。

② 認可後に現地を視察したらトレーラーハウスがなかった。

等のトラブルが発生して参りました。

元々、トレーラーハウスの業者自体が隙間で販売していたことから、違法業者・詐欺まがいの業者が大変多く、それを駆逐し法を遵守していかなければ産業として成り立たないことから当協会が設立されました。

トレーラーハウスであれば拠点事務所の認可が取得できる、と評判になったことで違法業者・詐欺まがいの業者が参入し始めて参りました。

その為、今後はトラブルが多発していくと思われまます。

対策として、今後問題なく認可を進めていく上で、下記の書類の提出を運送事業者の皆様にご周知して頂きますようお願い申し上げます。

① トレーラーハウス設置検査報告書（コピー）

その書類一式には全体図・全体写真・電気水道接続写真等が添付してあります。

同様のものが建築行政に協会から提出してありますので、そのコピー提出を条件にして頂ければより安心です。

② 宣誓書

車輪が付いていても運輸局の許可なしに移動しない旨の運輸事業者からの宣誓書です。

③ トレーラーハウス登録証明書

該当トレーラーハウスの所有者・使用者が特定できるもの。

トレーラーハウスは、一定の設置方法をすることで建築基準法第 2 条第 1 号の建築物から除外されます。その一定の設置方法をする為には当協会の特許を使用しなければなりませんので、実質上協会加盟会社以外のトレーラーハウスは法的には全て違法な建築物として判断される恐れがございます。

見本の書類を添付致しますが、何かご不明な点があれば遠慮なくご相談ください。